

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

第 45/2013/NĐ-CP 号

2013 年 5 月 10 日、ハノイにて

労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生に関する労働法の一部条項を詳細に規定する政令

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき、

2012 年 6 月 18 日付労働法に基づき、

労働傷病兵社会大臣の提案により、

政府は、労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生に関する労働法の一部条項を以下の通り詳細に規定する。

第 1 章

適用対象および適用範囲

第 1 条 適用範囲

本政令は、労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生に関する労働法の一部条項の施行細則を規定したものである。

第 2 条 適用対象

1. 本政令における労働時間・休憩時間に関する諸規定は、労働法の第 2 条に規定する対象に適用される。
2. 本政令における労働安全・労働衛生に関する諸規定は、以下の対象に適用される。
 - a)ベトナム人労働者、ベトナムで働く外国人労働者、職業訓練生・実習者
 - b)関連の企業、機関、組織、協同組合、世帯、個人

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第2章

労働時間・休憩時間

第1節

労働時間

第3条 有給労働時間として認められる時間

1. 本政令の第5条の規定に準ずる労働時間中の休憩時間
2. 仕事の性質に従って休憩する時間
3. 既に労働規範で計算されている、人間の自然な生理的欲求のために必要な休憩時間
4. 12ヶ月以下の子供を育てる女性労働者の場合の一日あたり60分の休憩時間
5. 月経中の女性労働者の場合の一日あたり30分の休憩時間
6. 労働者の責任によらない作業休止時間
7. 労働安全・衛生の学習・訓練時間
8. 雇用者の要求による会議時間、学習時間、教育への参加時間又は雇用者に同意された時間
9. 労働組合に関する法律の規定に基づき、上位の労働組合が労働組合の専門知識を持たない担当者を召集した会議時間、学習時間、訓練参加時間
10. 引退前の最後の年における高齢労働者の、一日あたり最低1時間短縮される労働時間

第4条 残業

1. 一日あたりの残業時間は、以下の通りに規定される。
 - a) 1日の通常の労働時間の50%を越えてはならない。週間作業規制を適用した場合は、通常の労働時間と残業時間の合計数が1日あたり12時間を超えてはならない。
 - b) 祝日、正月休みや毎週の休日に残業する場合、1日あたり12時間を超えてはならない。
2. 年間200時間以上から300時間までの残業の実施は、以下の通りとする。
 - a) 以下の場合には、残業を行うことができる。
 - 繊維品、衣料品、皮革、靴の生産・輸出用の加工、農産物・林産物・水産物の加工
 - 電力の生産・供給、通信、石油精製、給排水
 - 緊急で遅延できない作業に対処するその他の場合

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 雇用者は残業を行わせる時、中央政府直轄省・都市の人民委員会（以下、省レベル人民委員会と称す）の労働者管理支援専門機関に書面で通知しなければならない。
3. 労働法の第 106 条 2 項 c に準ずる代休は、以下の通りとする。
- a) 労働者が 1 ヶ月に最大 7 日間連続残業した場合、その都度、雇用者は労働者に対して休めなかった時間に等しい時間の代休を手配しなければならない。
 - b) 十分に代休を手配しない場合、労働法の第 97 条の規定に従って、残業代を労働者に支払わなければならない。

第 2 節

休憩時間

第 5 条 労働時間中の休憩

1. 労働法の第 108 条第 1 項および第 2 項に定める労働時間中の休憩時間は、通常の場合での連続 8 時間作業のシフト、または短縮される場合の 6 時間作業のシフトに適用される労働時間とみなされる。休憩タイミングの詳細は、雇用者によって指定される。
2. 本条第 1 項で規定される通常の作業シフトでの休憩時間以外、残業時間を含め、1 日に 10 時間以上働いている労働者はさらに最低 30 分の休憩を取り、その休憩時間が労働時間として計算される。

第 6 条 年次休暇日数の計算において労働者の作業時間と認められる時間

1. 職業訓練や実習の契約での誓約に従って、雇用者に雇われて働くための職業訓練や実習時間。
2. 労働契約に従って試用期間で働き、その後、雇用者のために正式に働く時間。
3. 労働法の第 116 条第 1 項に基づく、有給の個人的用事のための休暇時間。
4. 雇用者により同意されるが、累積で 1 ヶ月を超えない無給の休暇時間。
5. 労働事故や職業病による、累積で 6 ヶ月を超えない休憩時間。
6. 病気による、累積で 2 ヶ月を超えない休憩時間。
7. 社会保険に関する法令に基づく産休を受ける時間。
8. 労働組合に関する法令に従い、労働組合活動に参加するための休憩時間。
9. 労働者の過失によらない停止・休憩時間。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

10. 仕事を一時休止されることによる休憩時間。
11. 拘禁・拘留されたが、所轄の国家機関により無罪と結論づけられ、仕事に復帰する時間。

第7条 1年未満勤務の場合の年次休暇日数の計算方法

労働法の第114条第2項の規定による年次休暇日数は、次の通りに計算される。年次休暇日数を年功（もしあれば）に従って増加する休憩日数に加え、12ヶ月で割り、年間の実際の勤務月数とかけて、年次休憩日数を計算する。その計算結果は単位桁を丸め、小数部が0.5以上であれば、1の単位に切り上げる。

第8条 旧正月の休暇

1. 労働法の第115条第1項による旧正月の休暇時間は、雇用者が、旧暦の年末の最終の1日間と年始の最初の4日間、または年末の最終の2日間と旧暦の年始の最初の3日間のいずれかを選択できることとする。
2. 雇用者は実施の30日前までに、労働者に旧正月の休暇計画を通知しなければならない。

第3章

労働安全・労働衛生

第1節

労働安全・労働衛生に関する共通規定

第9条 労働安全・労働衛生に関する国家プログラムの構築

1. 労働傷病兵社会福祉省は、5年間ごとの労働安全・労働衛生に関する国家プログラムを構築し、首相に提出後、承認を得る責任を負う。
2. 毎年、承認された労働安全・労働衛生に関する国家プログラム、および各省庁・機関・地方の予算に基づいて、労働傷病兵社会福祉省は、プログラム展開用の経費見積もりと国家予算を集計後、財務省と計画投資省に提出し、決定権限を有する所管官庁に提出する。

第10条 労働安全・労働衛生確保案の設立

1. 労働安全・労働衛生上の厳しい条件が要求される機械、設備、資材、物質の製造、使用、保存、保管のために建物、施設を新設、増設、または改修する時に、投資家や雇用者は労

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

働者の職場と環境に対する労働安全・労働衛生を確保するための措置に関する案を立て、所轄機関に提出し、新設、増設、改修の許可を得なければならない。

2. 労働安全・労働衛生を確保する措置の案には、以下の主な内容を含まなければならない。
 - a) 工事・施設の場所、規模については、その工事・施設から居住地区および他の工事への距離を明記する。
 - b) 工事や施設内の項目を詳細に列挙して記述する。
 - c) 運営中に発生し得る危険で有害な要素、または事故を明記する。
 - d) 危険で有害な要素を排除・軽減するための具体的な対策、トラブル対応案、緊急時の対応案。

第 11 条 重労働、有害または危険な仕事への高齢労働者の使用

1. 以下の条件全てを満たした場合のみ、高齢労働者を重労働、有害または危険な仕事に使用することができる。
 - a) 高齢労働者は 15 年間以上の年功を持ち、豊富な経験および巧拙を持ち、職業の認定書・資格が発行され、または法律に従って名匠として認められていること。
 - b) 高齢労働者の健康が、保健省大臣が公布した職業や仕事に対する基準を十分に満たすこと。
 - c) 一時的に使用し、使用期間が各労働者に対して 5 年間を超えないこと。
 - d) 少なくとも年間 2 回、定期的に健康診断を受けること。
 - d) 少なくとも 1 人の高齢労働者でない労働者が一緒に働くこと。
2. 本条第 1 項の規定に基づき、各省庁、省庁相当機関が、自らの管理権限下の分野、業種における高齢労働者使用時の特定のケース毎に、職業名、重労働、有害または危険な仕事および詳しい条件を規定する。

第 2 節

労働事故、職業病

第 12 条 労働事故・重大な事故

1. 労働事故とは、労働者の身体のいずれかの部分に傷害、または、死亡を引き起こすもので、休憩時間中、シフト半ばでの食事時間中、栄養補足食事時間中、月経の衛生時間中、入浴

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

時間中、授乳時間中、トイレ使用中、職場での仕事の準備と仕上げ時間中を含め、労働中に発生し、労働の仕事と任務の実施に関連したものである。

2. 労働事故としてみなされる事故は、労働者が居住地から職場まで、職場から居住地まで移動する時に、合理的な場所と時間で起きるものである。
3. 労働事故は、以下の通りに分類される。
 - a) 致命的な労働事故
 - b) 重度の労働事故
 - c) 軽度の労働事故
4. 重大な事故とは労働中に起きたもので（労働事故を除く）、労働者と雇用者に対して甚大な財産の被害をもたらすものである。

第 13 条 労働事故、職業病、重大な事故の申告、調査、統計、報告、賠償、補助

1. 労働事故、重大な事故の申告、調査、統計、報告は、以下の通りに規定される。
 - a) 雇用者は、致命的な労働事故、2人以上の労働者を負傷させた事故や、重大な事故が起きた場所の労働傷病兵社会福祉局の検査官に直ちに報告しなければならない。
 - b) 雇用者は軽度の労働事故、1人の労働者を負傷させた軽度の労働事故や重大な事故について調査の責任を負う。
 - c) 労働検査官は致命的な労働事故、2人以上の労働者を負傷させた重度の労働事故について調査の責任を負い、クレームや告訴がある時、又は必要と判断される時に、雇用者が調査した労働事故、重大な事故について再度調査を行う。
 - d) 労働事故、重大な事故の調査中に、犯罪の兆候を検出した場合、労働検査官と雇用者は所轄機関に報告し、刑事訴訟の実施機関に書類の転送を申請しなければならない。
 - d) 雇用者は統計台帳を作成し、年次 6 ヶ月ごとに労働に関する所轄の国家機関に報告する。
2. 職業病の統計、報告は以下の通りに規定される。
 - a) 雇用者は職業病にかかっている労働者に関する健康書類を作成し、年次 6 ヶ月ごとに医療と労働に関する所轄機関に報告しなければならない。
 - b) 保健省大臣は、職業病の統計と報告の手続き・手順について詳しく指導する。
3. 雇用者は労働傷病兵社会福祉省の案内に従って、労働事故や職業病に遭った労働者に対して、賠償・補助の責任を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第14条 有害・危険な要素のコントロール

危険・有害な要素があり、労働事故や職業病を引き起こし得る職場に対して、雇用者は以下の責任を負う。

1. 危険で有害な要素を確認・評価し、有害で危険のあるリスクを排除・減少する措置案を提示し、労働条件を改善し、労働者の健康を管理する。
2. 年間少なくとも1回有害な要素を測り、法律に従い、記録書類を作成して監視する。
3. 事故や労働事故が発生したときに速やかに救助、応急処置を確保できるための技術・医療手段を整える。
4. 法律の規定に従って、事故対応案、緊急対応案および現場での救助チームを作り、救助チームは技術的な教育を受け、常に訓練する必要がある。

第3節

労働安全技術の検定

第15条 労働安全技術の検定活動を行う組織

1. 労働安全技術の検定とは、特定の手順（以下、検定工程と称す）に基づいて行われ、検定対象の技術安全性が技術規制や技術基準に準拠しているかどうかを評価・確認する技術的な活動である。
2. 労働安全技術の検定活動を行う組織は、法律の規定に従って設立される事業体・企業であり、所轄の国家機関より労働安全技術検定事業の認定書を発行される。

第16条 労働安全技術検定事業の認定書取得の要件

1. 経営登録証明書、または所轄機関の企業設立決定書を有する。
2. 検定対象ごとの検定要求を満たす技術・施設設備を有する。
3. 検定対象ごとの検定要求を満たす検定者が十分にいる。
4. 検定活動を行うための適切な組織を有する。

第17条 労働安全技術検定事業の認定書の発行・再発行、補足・訂正の申請書類および手続き

1. 労働安全技術検定事業の認定書の発行の申請書類は、以下のものを含む。
 - a) 資格認定書発行申請書

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 本政令の第 16 条に規定される条件を満たす能力証明書
2. 労働安全技術検定事業の認定書の再発行申請書類は、以下の通りに規定される。
- a) 労働安全技術の検定サービスの利用継続を希望する組織は、認定書に規定する期間満了の少なくとも 3 ヶ月前に、必ず認定書の再発行申請書類を提出しなければならない。書類には以下のものを含む。
 - ・ 資格認定書の再発行申請書
 - ・ 発行済の認定書
 - ・ 組織の資格認定書を公布された期間中の活動報告書
 - ・ 本政令の第 16 条に規定される条件に相当する能力証明書
 - b) 認定書を紛失、破損した場合、労働安全技術の検定サービスの利用継続を希望する組織は、必ず認定書の再発行申請書類を提出しなければならない。関連書類には以下のものを含む。
 - ・ 資格認定書の再発行申請書
 - ・ 発行された認定書の写し、または原本（もしあれば）
3. 労働安全技術検定事業の認定書の補足・訂正の申請書類は、以下のものを含む。
- a) 資格認定書の補足・訂正申請書
 - b) 発行済の認定書
 - c) 補足・訂正の要求を証明する資料
4. 労働安全技術検定事業の認定書の発行・再発行、補足・訂正の手続きは、以下の通りに規定される。
- a) 資格認定書の発行・再発行、補足・訂正を希望する組織は、本政令第 18 条で指定されている所轄機関に、認定書の発行・再発行、補足・訂正の申請書類を提出しなければならない。同時に活動条件の評価および認定書の発行、再発行、補足、訂正に関連する手数料および費用を支払わなければならない。
 - b) 本政令第 18 条で指定されている所轄機関は、完全で有効な書類を受け取った日から 30 営業日以内に、認定書の発行・再発行、補足・訂正を行う責任を負う。認定書の発行・再発行、補足・訂正を行わない場合は、文書にて返答し、その理由を明記しなければならない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

第18条 労働安全技術検定事業の認定書の発行権限

1. 労働安全技術検定事業の認定書の発行権限は、以下の通りに規定される。
 - a) 商工省：産業用火薬類、水力堰板システム、地下・炉内の鉱山開拓のみで使用される、労働安全上の厳格な条件が要求される機械・設備
 - b) 交通運輸省：道路、内陸水路、海上、鉄道、航空の輸送手段のエンジンを動作させるための、労働安全上の厳格な条件が要求される機械・設備、資材（工事現場、倉庫、生産・経営地域で動かすための輸送手段上に運搬または設置される、労働安全上の厳格な条件が要求される機械・設備・資材を除く）、海上ガスの探査・開発に専用される労働安全上の厳格な要求のある設備、海上での石油や天然ガスのパイプライン・システム
 - c) 科学技術省：原子炉、電磁両立性試験用チャンバー、高電圧のグリッドで操作される、労働安全上の厳格な条件が要求される機械と各種設備、および資材、放射線源、放射線を含む機械、各種設備
 - d) 建設省：足場システム、スライド型ボーディングシステム、組み合わせのロッド・支柱
 - d) 情報通信省：高周波放射アンテナ、放送や中継における高周波ハイパワーアンプ
 - e) 国防省：国防と軍事の目的に専用される、労働安全上の厳格な条件が要求される機械と設備、資材
 - g) 労働傷病兵社会福祉省：労働安全上の厳格な条件が要求される各種機械、設備、資材（本項の a、b、c、d、d と e に規定される各種機械と設備、資材を除く）
2. 本条第1項に規定される認定書発行機関は、労働安全技術検定事業の認定書の発行、再発行、補足、訂正、回収、停止の権限を有する機関である。

第19条 労働安全技術検定事業の認定書の期限

1. 新規発行、または期限切れで再発行される労働安全技術検定事業認定書の期限は3年間とする。
2. 紛失や破損で再発行される労働安全技術検定事業認定書の期限は、交付済み認定書の残存期間である。

第20条 労働安全技術検定組織の活動休止

以下の場合には、労働安全技術検定組織の活動は休止される。

1. 本政令第16条に規定される条件を満たさない。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 法律に基づく所轄機関への検定活動状況の報告を18ヶ月連続で行わない。

第21条 労働安全技術検定事業認定書の回収

1. 活動休止期間が切れても休止の原因を解決できない。
2. 1つの違反行為で3回の行政処分を受ける、または1年間で3回の行政処分を受ける。
3. 活動休止期間中に検定活動を行う。
4. 認定書の発行、再発行並びに補足・訂正用の申請書類を偽造・偽証する。
5. 認定書の内容を訂正する。

第22条 労働安全技術検定組織の権限と責任

1. 労働安全技術検定組織は、以下の権限を有する。
 - a) 検定サービス提供契約に基づいて検定活動を行う。
 - b) 法律で定められた手数料やサービス費を請求することができる。
 - c) 検定活動を妨害する行為を建議・提訴・告訴することができる。
 - d) 検定対象を有する機関や個人に、検定用の資料や情報の提供を依頼することができる。
 - d) 法律の規程に基づく他の権利を有する。
2. 労働安全技術検定組織は、以下の責任を負う。
 - a) 労働安全技術検定事業認定証に指定された範囲内や対象内で検定サービスを提供する。
 - b) 正当な理由なしに検定サービスの提供を拒否することができない。
 - c) 検定手順に従って検定を行う。
 - d) 検定結果に関する責任を負い、法律に基づいて検定活動に起因した損害を賠償し、規定違反が検出された場合に交付した検査結果を回収しなければならない。
 - d) 法律の規定に従って検定活動の状況を所轄機関に報告する。
 - e) 検定書類を保管する。
 - g) 法律の規程に基づく他の責任を負う。

第23条 労働安全上の厳格な条件が要求される機械、設備、資材の使用に関する責任

労働安全上の厳格な条件が要求される機械、設備、資材を使用する企業、機関、組織、協同組合、世帯や個人は、以下の責任を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 労働安全技術検定組織と契約を締結し、労働安全上の厳格な条件が要求される機械、設備や資材を使用する前に初期検定を受ける、またはそれらの使用中に定期的な検定を受ける。
2. 労働安全上の厳格な条件が要求される機械、設備、資材を使用する前に所轄機関に宣言し、検定の状況を報告する。

第 24 条 労働安全技術検定活動に関する国家管理の責任

各省庁、省庁相当機関、政府所属機関は以下の責任を負う。

1. 管理下の機械、設備、資材を、労働安全上の厳格な条件が要求される機械、設備、資材の品目表に入れて公布するように労働省に提案する。
2. 労働省からの書面による意見を受けた後、本政令第 18 条に規定される管理下の検定対象の検定手順を公布する。
3. 本政令第 16 条、第 17 条、第 20 条、および管理範囲内の労働安全技術検定事業認定書の発行や回収の条件・手順・手続きについて詳しく規制する。
4. 管理範囲内の労働安全技術の検定活動の査察・検査を行う。
5. 毎年定期的に、または突発的に労働安全技術検定活動状況の報告書をまとめて労働省に提出する。

第 4 章

労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生に関する国家管理

第 25 条 労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生に関する国家管理

1. 労働省は労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生の一貫した国家管理を行い、政府に対する以下の責任を負う。
 - a) 労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生についての法律文書を作成し、所轄機関が公布するよう提案する、または自らの権限下で公布する。
 - b) 国際通例に従って労働安全と労働衛生に関する書類作成の主権者として各省庁や関係機関と協力する。
 - c) 労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生に係る法律を一般化する。
 - d) 労働安全・労働衛生に関する訓練の指導および管理を行う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 経営活動を行う企業、機関、組織、協同組合での労働安全と労働衛生の実施について指導する。
 - e) 労働安全と労働衛生の内容を職業訓練学校や施設のカリキュラムに入れる。
 - g) 労働事故調査を行い、公安省および最高人民検察庁と協力して犯罪兆候のある労働事故を調査・対応する。
 - h) 労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生に係る法令遵守の査察・検査を行う。
 - i) 労働時間・休憩時間、労働安全・労働衛生に関する国際協力を行う
2. 保健省は、以下の責任を負う。
- a) 労働者の健康管理、各業種と仕事ごとの健康標準に係る書類を作成し、所轄機関が公布するよう提案する、または自らの権限下で公布する。
 - b) 職業病のリストの作成・公布に関して責任者として労働省と協力する。
 - c) 労働省と協力して、労働安全上の厳格な条件が要求される物質の生産、使用、保管用の工事や施設の新築、増設または改築の時に、自らの権限下で労働衛生確保の措置の案内を行う。
 - d) 現場における救急チームの編成や、職場における応急処置、救急の訓練の内容について指導する。
 - d) 定期的な健康診断、雇用時の健康診断、職業病診断の開催を指導・管理し、労働事故や職業病の被害者に対する障害・治療・リハビリ評価のために医療鑑定を行う。
3. 科学技術省は、以下の責任を負う。
- a) 労働安全・労働衛生に関する科学技術の研究・適用の一貫管理を行う。
 - b) 放射線安全と原子力安全の諸活動の開催・指導の責任を負う。
4. 教育訓練省は、労働安全と労働衛生の内容を、大学レベルの教育施設のカリキュラムに入れる責任を負う。
5. 文化・スポーツ・観光省および労働省は、芸術やスポーツの分野で働いている人たちの労働条件に適切な労働時間・休憩時間、労働安全・労働衛生の指導を行う。
6. 財務省および労働省は、労働安全技術の検定活動並びに労働安全・労働衛生の訓練に関わる費用や手数料の徴収金額、徴収制度、納入、管理および使用について規定する。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

7. 各省庁および省庁相当機関は、自らの任務、権限範囲内で労働時間・休憩時間、労働安全・労働衛生に関して国家管理を実施する責任を負う。
8. 省レベルの人民委員会は、管理する地方範囲内で労働時間・休憩時間、労働安全・労働衛生について国家管理を実施し、労働安全・労働衛生を確保する目標を構築し、労働条件を改善する。

第5章

施行条項

第26条 政令の効力

1. 本政令は、2013年7月1日から発効する。
2. 労働時間・休憩時間に関する労働法の一部条項の施行細則である1994年12月31日付の政令第195/CP号、労働安全・労働衛生に関する労働法の一部条項の施行細則である1995年1月20日付の政令第06/CP号、労働時間・休憩時間に関する労働法の一部条項の施行細則である1994年12月31日付の政令第195/CP号を訂正・補足する2002年12月27日付の政令第109/2002/ND-CP号、労働安全・労働衛生に関する労働法の一部一部条項の施行細則である1995年1月20日付の政令第06/CP号を訂正・補足する2002年12月27日付の政令第110/2002/ND-CP号、社会福祉施設の設立、組織、運営、解散の条件および手続きを規定する2008年5月30日付の政令第68/2008/ND-CP号の一部条項を訂正・補足する2012年10月8日付の政令第81/2012//ND-CP号の第2条、並びに労働時間・休憩時間に関する労働法の一部条項の施行細則である1994年12月31日付の政令第195/CP号を訂正・補足する2002年12月27日付の政令第109/2002/ND-CP号は、本政令の発効日より効力が切れることとする。
3. 本政令に定める労働時間・休憩時間および労働安全・労働衛生の諸規定は、幹部、従業員、役員および人民軍隊・人民警察の従業員に、それぞれ関連の法的文書に別途規定がない限り、適用されるものとする。

第27条 施行細則の責任

1. 労働省大臣は、本政令の施行細則を行う責任を負う。
2. 各大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、および中央直轄省・市の人民委員会の委員長は、本政令を施行する責任を負う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

宛先

- 共産党中央秘書委員会常務
- 首相、各副首相
- 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
- 中央直轄省・都市の人民委員会および人民評議会
- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 共産党書記長事務所
- 国家主席事務所
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家会計監査
- 国家金融監督委員会
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- 祖国戦線中央委員会
- 各組織および団体の中央機関
- 政府事務所：担当大臣、各副担当者、
首相アシスタント、政府のウェブサイト、各局、各直属
機関、公報
事務所用のファイル

政府代表

首相

グエン・タン・ズン